第３６号議案

令和４年度使用小学校用教科用図書の採択について

令和４年度使用小学校用教科用図書の採択について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和３年７月２８日

一宮市教育委員会
教育長　高　橋　信　哉

提案理由
令和４年度に使用する小学校用教科用図書を採択するため、本案を提出します。

令和４年度使用　小学校用教科用図書の採択（案）

種目名	発行者名	種目名	発行者名
国　　語	光村図書出版	音　　楽	教育出版
書　　写	教育出版	図画工作	日本文教出版
社　　会	東京書籍	家　　庭	東京書籍
地　　図	帝国書院	保　　健	大日本図書
算　　数	啓林館	外 国 語 (英　語)	東京書籍
理　　科	大日本図書	道　　徳	光村図書出版
生　　活	東京書籍		

別紙１

令和４年度使用　小学校用教科用図書

種目	発行者 番号	発行者 略称	教科書名	教科書番号 1年	2年	3年	4年	5年	6年
国　語	３８	光　村	こくご一上かざぐるま　下ともだち	１０７	２０７				
			こくご二上たんぽぽ　下赤とんぼ	１０８	２０８				
			国語三上わかば　下あおぞら			３０７	４０７		
			国語四上かがやき　下はばたき			３０８	４０８		
			国語五銀河　国語六創造					５０７	６０７
書　写	１７	教　出	しょうがく しょしゃ一ねん二年　小学書写三〜六年	１０３	２０３	３０３	４０３	５０３	６０３
社　会	２	東　書	新しい社会３　新しい社会４			３０１	４０１		
			新しい社会５上下					５０１	６０１
			新しい社会６政治・国際編　新しい社会６歴史編					５０２	６０２
地　図	４６	帝　国	楽しく学ぶ　小学生の地図帳３・４・５・６年			３０２			
算　数	６１	啓林館	わくわく　さんすう　１	１０８	２０８	３０８	４０８		
			わくわく　算数　２〜４上下		２０９	３０９	４０９		
			わくわく　算数　５・６					５０８	６０８
理　科	４	大日本	たのしい理科　３年〜６年			３０２	４０２	５０２	６０２
生　活	２	東　書	どきどきわくわく　あたらしいせいかつ上	１０１					
			あしたへジャンプ　新しい生活　下	１０２					
音　楽	１７	教　出	小学音楽　おんがくのおくりもの　１	１０１					
			小学音楽　音楽のおくりもの　２〜６		２０１	３０１	４０１	５０１	６０１
図画工作	１１６	日　文	ずがこうさく１・２上たのしいな　おもしろいな	１０３					
			ずがこうさく１・２下たのしいな　おもしろいな	１０４					
			図画工作３・４上ためしたよ　見つけたよ			３０３			
			図画工作３・４下ためしたよ　見つけたよ			３０４			
			図画工作５・６上見つめて　広げて					５０３	
			図画工作５・６下見つめて　広げて					５０４	
家　庭	２	東　書	新しい家庭　５・６					５０１	
保　健	４	大日本	たのしいほけん　３・４年			３０２			
			たのしい保健　５・６年					５０２	
外国語 英語	２	東　書	NEW HORIZON Elementary English Course 5					501	
			NEW HORIZON Elementary English Course Picture Dictionary					502	
			NEW HORIZON Elementary English Course6						601
道　徳	３８	光　村	どうとく１〜3　きみが　いちばん　ひかるとき	１０５	２０５	３０５	４０５		
			道徳　4〜6　きみが　いちばん　ひかるとき					５０５	６０５

第３７号議案

令和４年度使用中学校用教科用図書の採択について

令和４年度使用中学校用教科用図書の採択について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和３年７月２８日

一宮市教育委員会
教育長　高　橋　信　哉

提案理由
令和４年度に使用する中学校用教科用図書を採択するため、本案を提出します。

令和４年度使用　中学校用教科用図書の採択（案）

<table>
<tr><td colspan="2">種目名</td><td>発行者名</td><td colspan="2">種目名</td><td>発行者名</td></tr>
<tr><td colspan="2">国　　語</td><td>光村図書出版</td><td rowspan="2">音楽</td><td>一般</td><td>教育出版</td></tr>
<tr><td colspan="2">書　　写</td><td>教育出版</td><td>器楽合奏</td><td>教育出版</td></tr>
<tr><td rowspan="3">社会</td><td>地理</td><td>東京書籍</td><td colspan="2">美　　術</td><td>日本文教出版</td></tr>
<tr><td>歴史</td><td>東京書籍</td><td colspan="2">保健体育</td><td>大日本図書</td></tr>
<tr><td>公民</td><td>東京書籍</td><td rowspan="2">技術・家庭</td><td>技術分野</td><td>東京書籍</td></tr>
<tr><td colspan="2">地　　図</td><td>帝国書院</td><td>家庭分野</td><td>東京書籍</td></tr>
<tr><td colspan="2">数　　学</td><td>啓林館</td><td colspan="2">英　　語</td><td>東京書籍</td></tr>
<tr><td colspan="2">理　　科</td><td>大日本図書</td><td colspan="2">道　　徳</td><td>教育出版</td></tr>
</table>

別紙2

令和４年度使用　中学校用教科用図書

<table>
<tr><th rowspan="2" colspan="2">種　目</th><th colspan="2">発行者</th><th rowspan="2">教科書名</th><th colspan="3">教科書番号</th></tr>
<tr><th>番号</th><th>略称</th><th>１年</th><th>２年</th><th>３年</th></tr>
<tr><td colspan="2">国　語</td><td>38</td><td>光　村</td><td>国語　　１～３</td><td>704</td><td>804</td><td>904</td></tr>
<tr><td colspan="2">書　写</td><td>17</td><td>教　出</td><td>中学書写</td><td colspan="3">703</td></tr>
<tr><td rowspan="3">社会</td><td>地　理</td><td>2</td><td>東　書</td><td>新しい社会　地理</td><td colspan="2">701</td><td></td></tr>
<tr><td>歴　史</td><td>2</td><td>東　書</td><td>新しい社会　歴史</td><td colspan="3">705</td></tr>
<tr><td>公　民</td><td>2</td><td>東　書</td><td>新しい社会　公民</td><td colspan="2"></td><td>901</td></tr>
<tr><td colspan="2">地　図</td><td>46</td><td>帝　国</td><td>中学校社会科地図</td><td colspan="3">702</td></tr>
<tr><td colspan="2">数　学</td><td>61</td><td>啓林館</td><td>未来へひろがる数学　１～３</td><td>705</td><td>805</td><td>905</td></tr>
<tr><td colspan="2">理　科</td><td>4</td><td>大日本</td><td>理科の世界　１～３</td><td>702</td><td>802</td><td>902</td></tr>
<tr><td rowspan="3">音楽</td><td rowspan="2">一　般</td><td rowspan="2">17</td><td rowspan="2">教　出</td><td rowspan="2">中学音楽
１　音楽のおくりもの
２・３上下
音楽のおくりもの</td><td>701</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">801
802</td></tr>
<tr><td>器楽合奏</td><td>17</td><td>教　出</td><td>中学器楽　音楽のおくりもの</td><td colspan="3">751</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">美　術</td><td rowspan="2">116</td><td rowspan="2">日　文</td><td>美術　１　美術との出会い</td><td>703</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>美術　２・３上　学びの実感と広がり
美術　２・３下　学びの探求と未来</td><td></td><td colspan="2">803
804</td></tr>
<tr><td colspan="2">保健体育</td><td>4</td><td>大日本</td><td>中学校保健体育</td><td colspan="3">702</td></tr>
<tr><td rowspan="2">技術・家庭</td><td>技術分野</td><td>2</td><td>東　書</td><td>新しい技術・家庭
技術分野</td><td colspan="3">701</td></tr>
<tr><td>家庭分野</td><td>2</td><td>東　書</td><td>新しい技術・家庭
家庭分野</td><td colspan="3">701</td></tr>
<tr><td colspan="2">英　語</td><td>2</td><td>東　書</td><td>NEW　HORIZON English Course
１　２　３</td><td>701</td><td>801</td><td>901</td></tr>
<tr><td colspan="2">道　徳</td><td>17</td><td>教　出</td><td>中学道徳１
とびだそう未来へ
中学道徳２
とびだそう未来へ
中学道徳３
とびだそう未来へ</td><td>702</td><td>802</td><td>902</td></tr>
</table>

第３８号議案

一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員の委嘱について

一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和３年７月２８日

一宮市教育委員会

教育長　高　橋　信　哉

提案理由

欠員補充のため、社会教育法　第１５条及び第３０条の規定により、本案を提出します。

１．一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員　委嘱候補者

氏　　名				備　　考	新任 再任
いとう　けんいち 伊藤　健一				青少年グループ	新

２．委嘱期間

令和３年８月１日から令和４年３月３１日

＊一宮市社会教育委員の定数等に関する条例第４条及び一宮市公民館設置及び管理に関する条例第３条第４項の規定に基づく前任者の残任期間

一宮市社会教育委員 及び 一宮市公民館運営審議会委員　名簿

（順不同・敬称略）

氏　名	所属団体等		備　考	新任 再任
長谷川八十	有識者			
三　沢　建　一	学識経験者			
益　川　浩　一	〃			
杉　山　勝　治	有識者			
大島　美智子	〃			
小　川　典　子	〃			
馬　渕　博	〃			
鷲　見　欣　尚	一宮市小中学校長会			
杉　本　智	一宮市公民館長連絡協議会			
尾　関　勝　子	一宮市地域女性団体連絡会			
不　破　皓	一宮市芸術文化協会			
大　竹　幹　雄	一宮市スポーツ協会			
内　田　清	一宮市児童育成連絡協議会			
伊　藤　健　一	青少年グループ		R3.8.1～	新
宮　崎　初　美	子育てネットワーカー			

令和3.8.1現在

○社会教育法　（昭和二十四年六月十日　法律第二百七号）

（社会教育委員の設置）

第十五条　都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2　社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（公民館運営審議会）

第二十九条　公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2　公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条　市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

2　前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○一宮市社会教育委員の定数等に関する条例　（昭和 25 年 1 月 27 日　条例第 3 号）

第 1 条　社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条の規定に基づき、本市に一宮市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第 2 条　委員の定数は、15 名以内とする。

第 3 条　委員の任期は、2 年とする。ただし、重任を妨げない。

第 4 条　委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○一宮市公民館設置及び管理に関する条例　（昭和 30 年 4 月 1 日　条例第 18 号）

第 3 条　法第 29 条第 1 項の規定に基づき、公民館運営審議会を置く。

2　公民館運営審議会委員（以下「委員」という。）の定数は、15 名以内とする。

3　委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4　委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第３９号議案

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

令和３年７月２８日

一宮市教育委員会
教育長　高　橋　信　哉

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

（許可基準）

第２条　後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

⑴　国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業

⑵　学校又は学校の連合体が主催する事業

⑶　市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業

⑷　公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業

⑸　次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が適当と認められる事業

ア　市内の教育関係団体

イ　報道機関（新聞社又は放送局）

ウ　国、地方公共団体が補助等をしている団体

⑹　過去において、教育委員会が後援した実績のある事業

⑺　前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

２　前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

⑴　営利を目的として行われる事業

⑵　特定の政党又は宗教団体が主催する事業

⑶　教育の中立性を損なうおそれのある事業

⑷　会員制又は会員勧誘を前提とした事業

⑸　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業

⑹　市内全域を対象としない事業

⑺　一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成 23 年一宮市条例第 24 号）第 2 条第 1 項第１号に規定する暴力団又は同項第 2 号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業

⑻　前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

（生涯学習課）

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
20	萩原町郷土史研究会 代表兼事務局長 かねこ　みつじ 金子光二	詩人　佐藤一英ふるさとを詠む	一宮市功労者　佐藤一英の未公開の掛け軸を中心に展示および参加型イベント(作詩、塗り絵コンテスト)	令和3年9月5日～令和3年11月28日の毎週日曜日 午前11時～午後3時	みうら郷土館	無料	(7)